

お知らせ

記者発表資料

平成27年 3月 9日

発表先：合同庁舎記者クラブ 鳥取県政記者会 島根県政記者会
 岡山県政記者クラブ 広島県政記者クラブ 山口県政記者会
 山口県政記者クラブ 山口県政滝町記者クラブ 中国地方建設記者クラブ

河川協力団体の指定について ～中国地方で新たに11団体が指定されました～

◇「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川法に河川協力団体制度が創設され、今年度も中国地方整備局管内事務所において河川協力団体を募集し、新たに以下の11団体を「河川協力団体」として指定したのでお知らせします。

今回の指定により中国地方整備局管内の河川協力団体は計15団体となりました。

◇指定協力団体

- <吉井川水系> 瀬戸町観光文化協会
- <芦田川水系> 伊尾^{い おおたに}小谷地区コミュニティづくり推進協議会
- <太田川水系> 特定非営利活動法人 佐東^{さとう}地区まちづくり協議会
- <佐波川水系> 佐波^{さ ば か わ}川に学ぶ会
- <斐伊川水系> ウエスコ・エコクラブ
 夕日スポット・クリーンサポーター
 公益財団法人 ホシザキグリーン財団
 特定非営利活動法人 水の都プロジェクト協議会
 特定非営利活動法人 中海再生プロジェクト
 特定非営利活動法人 しまね体験活動支援センター
 特定非営利活動法人 自然と人間環境研究機構

◇中国地方整備局ホームページ「河川協力団体制度」

<http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/kasenkyouryoku.htm>

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）

河川部河川計画課長 榎^{ます} 谷^や 有^{ゆう} 吾^ご（内線3611）

河川部 建設専門官 藤^{ふじ} 井^い 勲^{いさお}（内線3618）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂^{さか} 本^{もと} 繁^{しげ} 幸^{ゆき}（内線2117）

企画部 環境調整官 田^た 尾^お 和^{かず} 也^{なり}（内線3114）

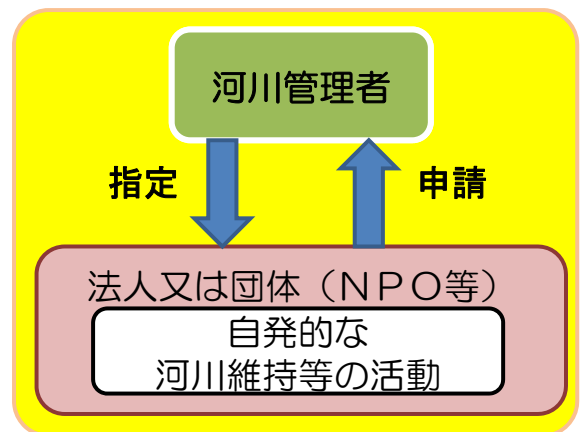
河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8 （河川協力団体の指定）
第58条の9 （河川協力団体の業務）
第58条の10 （監督等）
第58条の11 （情報の提供等）
第58条の12 （河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法

第58条の12

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法

第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに
委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良